

「産業廃棄物税の在り方について」御意見を募集します！

県では、産業廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進等により「循環型社会」の形成を図っていくため、平成17年4月1日に産業廃棄物税を導入し、5年毎に見直しを行ってきました。

現在の課税期間は令和7年3月31日までとなっていますが、持続可能な「循環型社会」の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として産業廃棄物税の継続を検討しています。

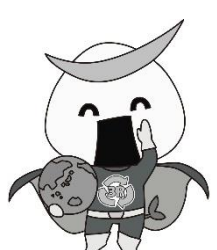
つきましては、これまでの検討案に対する皆様の御意見を募集します。

★ 公表する場所

- 循環型社会推進課（県庁13階）
- 県政情報センター（県庁地下1階）
- 各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）
- 循環型社会推進課のホームページ（右記QRコードからもアクセスできます。）
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sanpaizeiarikata_r6.html)



★ 意見の提出方法

担当	宮城県 環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班 電話：022-211-3207 ※電話による意見提出はできません	
提出先	【郵送】 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 ※郵便番号「980-8570」を使うと、県庁の住所の記載を省略できます。 【ファクシミリ】 022-211-2390 【電子メール】 junkanj@pref.miyagi.lg.jp	 ©宮城県・旭プロダクション
必要明記事項	● 件名（「産業廃棄物税の在り方について」に対する意見） ● 氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名） ※住所、氏名、電話番号は公表しません。	● 住所 ● 電話番号
申請期限	令和6年7月9日（火）～令和6年9月30日（月） ※郵送の場合は当日の消印有効	

★ 今後の予定

皆様からいただいた御意見とそれに対する県の考え方につきましては、10月頃に上記の「公表する場所」において公表する予定です。

また、各方面からいただいた御意見を含めて検討し、宮城県環境審議会の答申をいただいた上で、令和6年11月県議会に条例案を提出したいと考えています。

なお、皆様からいただいた御意見に対する県の考え方について、個々人に返信することはありません。